

# ○ 諫早市男女共同参画推進条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 19 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第 8 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条－第 16 条）

第 4 章 諫早市男女共同参画審議会（第 17 条－第 23 条）

第 5 章 雑則（第 24 条）

### 附則

わが国では、日本国憲法において個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の制定など男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

諫早市においても、国際化や地方分権、少子高齢化の進展など、地域社会を取り巻く環境の急激な変化に対応し、真に豊かで活力ある社会を構築するため、男女共同参画社会の実現に向けた取組を展開してきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識や慣行はいまだに残っており、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められている。

こうした状況を踏まえ、ここに、市、市民、事業者等及び教育関係者の役割を明らかにし、これらの協働のもと、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念及び男

女共同参画に関する施策の基本となる事項を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の役割を明らかにすることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、営利、非営利を問わず、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (6) ワーク・ライフ・バランス やりがいや充実感を感じながら働き、仕事、家庭生活、地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、相手の尊厳を傷つけ又は不利益を与える行為をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は恋人等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な暴力を

いう。

- (9) 協働 市、市民、事業者等及び教育関係者が、この条例の目的を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、能力、情報等を提供し協力し合うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を推進する視点が採り入れられるよう配慮されること。
- (4) 男女が性別にかかわらず対等に、市の政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう配慮されること。
- (6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスが個人の尊厳を侵す人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向を踏まえて行われる国の取組と協調して行うこと。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、県その他の地方公共団体及び関係団体と連携を図り、かつ、市民、事業者等及び教育関係者と協働して行うものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

第6条 事業者等は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、基本理念に基づき、その事業又は活動において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者等は、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備に努めるものとする。

（教育関係者の役割）

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に照らし、それぞれの教育が行われる過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及び性別による権利侵害行為を行ってはならない。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性に起因する暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本的施策)

第9条 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本的施策とする。

- (1) 男女が相互に協力し、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに職業生活の両立ができるようワーク・ライフ・バランス等の活動に関して必要な支援に努めること。
- (2) 暴力的行為による被害者を救済し、その自立を支援するため、相談を受け、情報提供を行い、関係機関との連携に努めるとともに、暴力的行為の防止に必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めること。
- (4) 男女共同参画の推進を阻害する性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保できるよう必要な支援に努めること。
- (5) 市民、事業者等及び教育関係者が男女共同参画の推進のために行う活動に関して必要な支援に努めること。

(男女共同参画計画の策定)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、諫早市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（市の政策決定の場への女性の参画促進）

第11条 市は、政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等の委員その他の構成員を選任するに当たっては、積極的改善措置を講じて、男女の比率が一方に偏らないよう努めるものとする。

（啓発活動）

第12条 市は、男女共同参画の理解を深めるため、基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における制度や慣行の見直しの働きかけをはじめとする啓発活動を行うものとする。

（情報収集及び調査研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について情報収集及び調査研究を行うものとする。

（年次報告）

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

（推進拠点）

第15条 市は、男女共同参画計画を実施するための必要な体制の整備に努めるとともに、諫早市男女共同参画推進センターを男女共同参画の推進に関する施策を実施するための拠点並びに市、市

民、事業者等及び教育関係者の協働の拠点として、男女共同参画を推進するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第16条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民及び事業者等(以下「市民等」という。)から相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に処理するよう努めるものとする。

3 市長は、前項の申出を処理するに当たって、必要があると認めるときは、諫早市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

#### 第4章 諫早市男女共同参画審議会

(設置)

第17条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、市長の附属機関として、諫早市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(1) 男女共同参画計画の実施状況に関する年次報告書に関する事項

(2) 第16条第2項に規定する苦情の処理に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織等)

第19条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、市民生活環境部において処理する。

(運営事項の委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている第2次諫早市男女共同参画は、第10条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。